

《 筑紫野市災害対策本部条例 》 資料 3.1.1

昭和 39 年 3 月 18 日
条 例 第 7 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、筑紫野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年2月29日条例第1号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第11号）

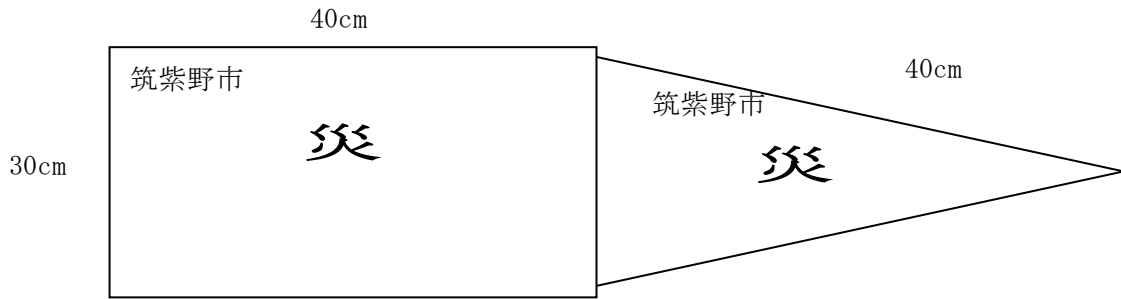
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

《市災対本部の標識（案）》 資料3.1.2

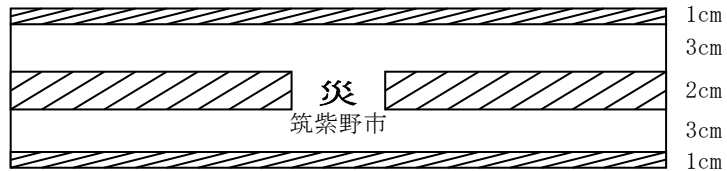
《自動車用標識》



《腕章》

※白地に赤文字とする

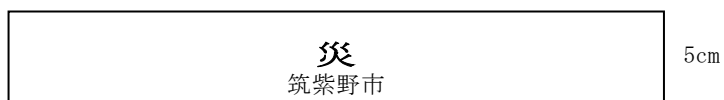
本部長用



副本部長及び班長用



本部要員用



※白地とし、斜線の部分及び文字は赤色とする。

災害救助法（抜粋） 資料3.2.1

（昭和22年法律第118号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

- 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助の種類）

第4条 第2条第1項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 福祉サービスの提供
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

災害救助法施行令（抜粋） 資料 3.2.2

（昭和22年政令第225号）

（災害の程度）

第1条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(昭三七政二八九・全改、平一一政三九三・平一二政三〇九・平二五政二八五・平二七政三〇・令三政一五三・一部改正)

（救助の種類）

第2条 法第四条第一項第十一号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(昭三四政二五六・追加、平一一政三九三・旧第九条繰上、平二五政二八五・旧第八条繰上・一部改正、令七政二〇七・一部改正)

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(様式第9号)

(2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあつて、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則(令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条の2関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域(法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉徳・鞍手救助班	福岡県嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉徳郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

《 注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準 》 資料 3.4.1

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 福岡管区気象台

筑業都市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	福岡地方		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	29	
		土壌雨量指数基準	176	
	洪水	流域雨量指数基準	宝満川流域=16, 山家川流域=8.9, 原川流域=6, 山口川流域=12.6, 鶯田川流域=7.7, 高尾川流域=6.2	
		複合基準*1	宝満川流域=(24, 14.4), 鶯田川流域=(16, 6.9), 高尾川流域=(27, 5.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	124	
	洪水	流域雨量指数基準	宝満川流域=12.8, 山家川流域=7.1, 原川流域=4.8, 山口川流域=10, 鶯田川流域=6.1, 高尾川流域=4.9	
		複合基準*1	宝満川流域=(18, 12.8), 鶯田川流域=(10, 6.1), 高尾川流域=(14, 4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%		
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
着水・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

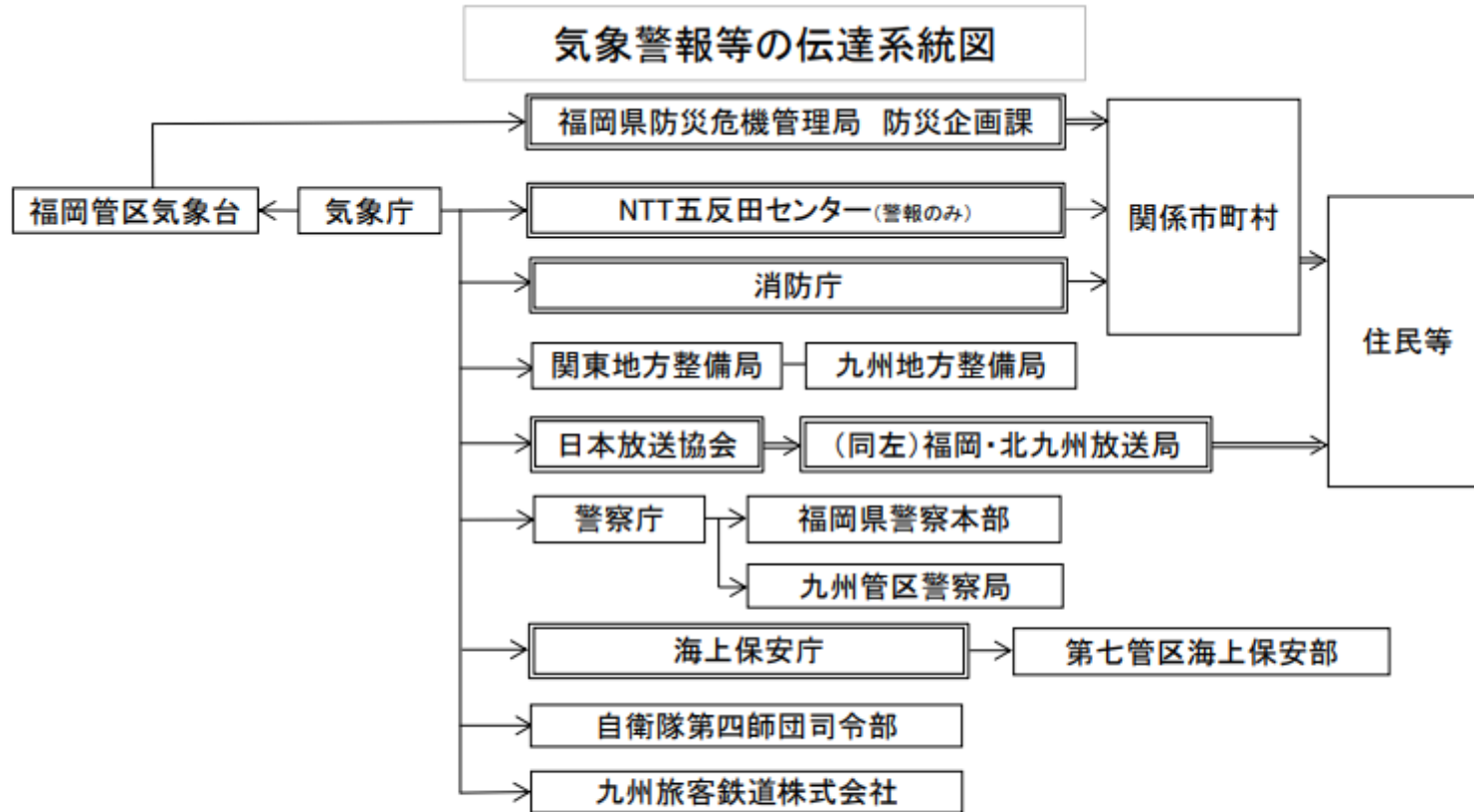
*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

令和6年5月23日現在 福岡管区気象台

《 気象・火災の情報、注意報及び警報 》 資料 3.4.2

種類	内容
気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。</p> <p>「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</p>
火災気象通報	<p>消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。</p> <p>福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一。</p> <p>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水・降雪が予想される場合は該当しない。</p>
火災警報	<p>消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警報を喚起するために行う。</p>
地震及び津波に関する情報	<p>全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもの。</p> <p>1. 震度速報、2. 震源に関する情報、3. 震源・震度情報、4. 地震回数に関する情報、5. 津波情報、6. 長周期地震動に関する観測情報、7. 園地地震に関する情報がある。</p>

《気象警報等の伝達系統図》 資料 3.4.3



二重枠で囲まれている機関は、法定伝達先。

二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

参考資料：福岡県地域防災計画 令和7年3月

《 被害状況等の調査・報告事項 》 資料 3.5.1(1)

種 別	調 査 報 告 事 項
死者・行方不明者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別 (死亡日時)
負傷者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊 (流出)	原因、氏名、棟数、世帯数、人員避難状況、(避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等)
家屋半壊	
家屋一部損壊	
床上浸水	原因、戸数、世帯数、人員 (世帯主氏名) 避難状況 (避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等)
床下浸水	
非住家被害	種別 (公共建物、倉庫、車庫等)、被害程度、応急状況
道路被害	箇所、管理種別 (国、県、市町村別)、被害状況、応急対策 (動員数、使用資器材)、通行等の状況
橋梁被害	
堤防被害 (河川、貯水池、ため池、用水路)	箇所、管理種別 (国、県、市町村、私等別)、被害程度 (規模)、関連被害 (住家、田畑等)、応急対策 (動員数、使用資器材)
田畑被害	被害地域面積 (冠水、埋没、流出)
山、崖くずれ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策 (動員数、使用資器材)
水道施設被害	原因、被害状況 (断水状況)、応急・復旧対策 (給水状況)、(上水道、工業用水、簡易水道)
下水道施設被害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通信・電力被害	被害状況、応急・復旧対策

※浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査・報告をすること。

1. 宅地工事規制区域、急傾斜地方会危険区域内・外の別
2. 風水害危険区域 (箇所) 指定の確認

《被害状況等の調査・報告事項（被害程度の認定基準）》 資料 3.5.1(2)

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住の為に使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
非住家	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流出埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
その他	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

《被害状況等の調査・報告事項（被害程度の認定基準）》 資料 3.5.1(3)

被害区分		判定基準
その他	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は、含まない。		

《被害状況等の調査・報告事項（被害程度の認定基準）》 資料 3.5.1(4)

被害区分		判定基準
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器等とする。

《 福岡県災害調査報告実施要綱（抄） 》 資料3.5.2

（趣旨）

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（総括事務）

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合司令部（総括班）において行う。

（報告責任者）

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

（報告及び提出部数）

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表（3章34節の5.）によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報 告 時 間	
市町村長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

2 詳報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付するものとする。

4 提出部数

- (1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。
- (2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

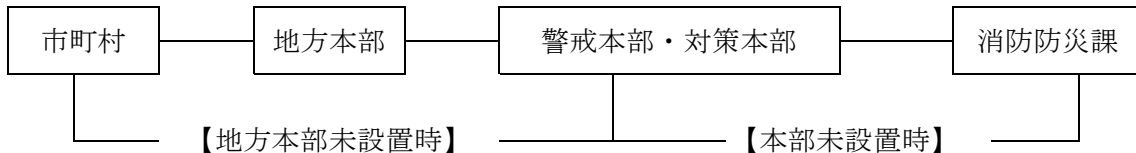
（報告の順序）

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

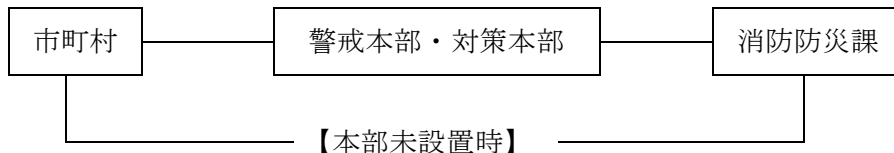
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

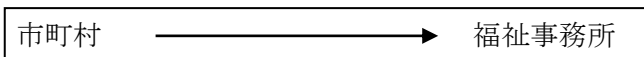
- (1) 災害概況及び被害状況即報（様式第1号・様式第2号の1）



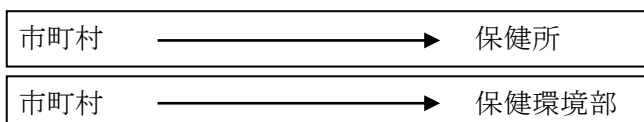
- (2) 被害状況確定報告（様式第2号の1）



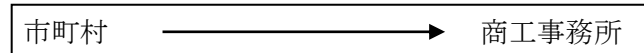
- (3) 社会福祉施設関係被害即報（様式第2号の2）



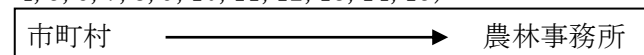
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の3、様式第3号の1）



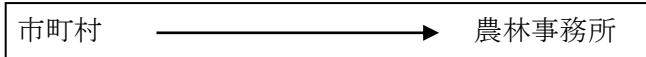
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の4、様式第3号の2）



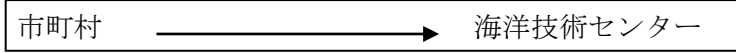
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）



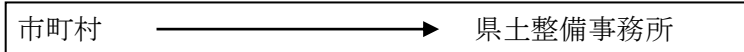
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の6,7,8,9,10）



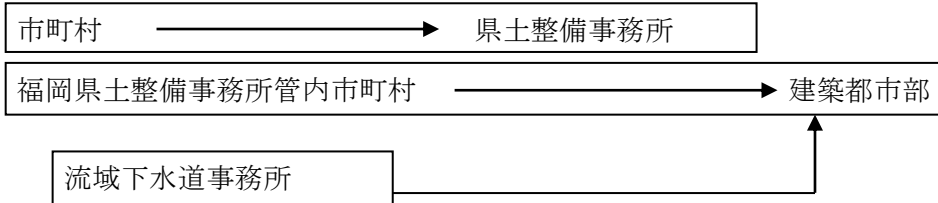
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の11,12）



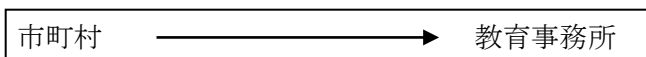
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の13、様式第3号の16）



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の14,15、様式第3号の1）

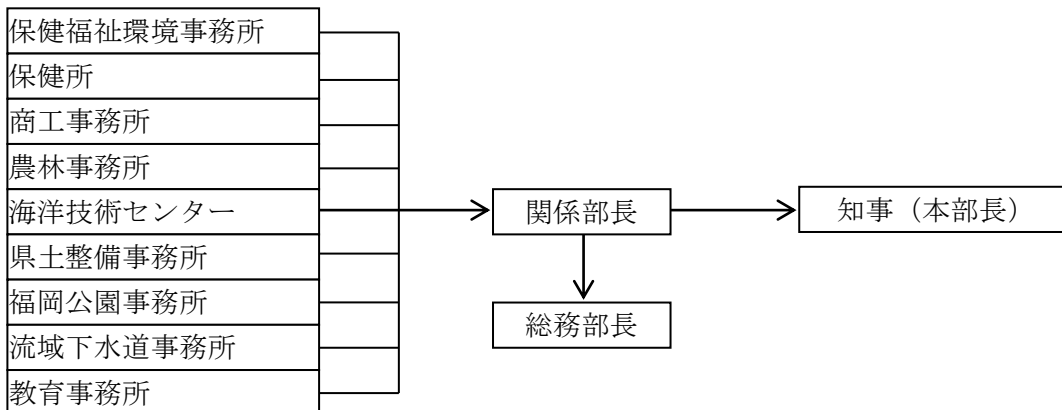


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の16）



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

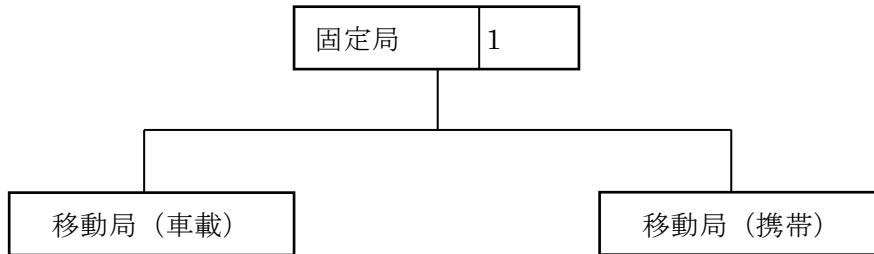
- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

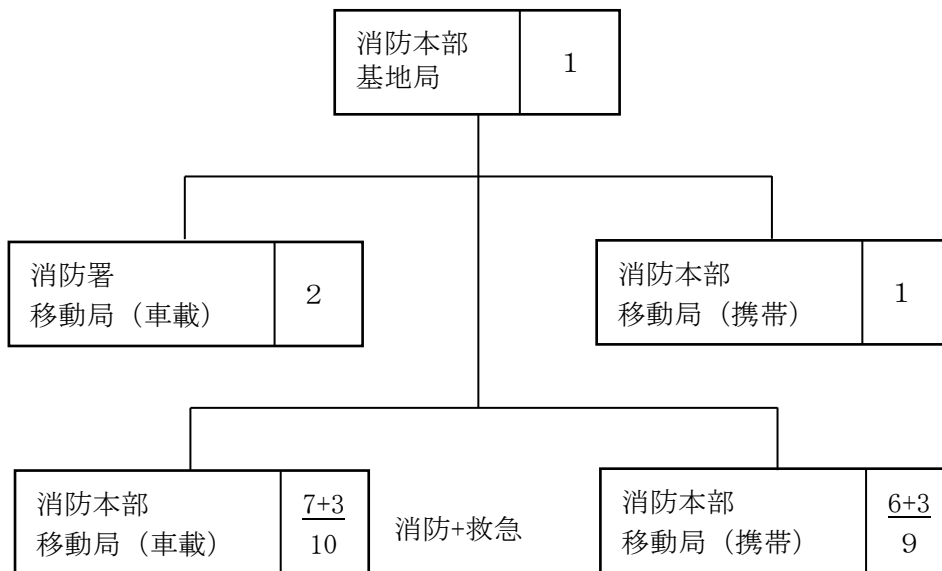
この要綱は、平成10年9月7日から施行する。

《消防本部無線系統図》 資料 3.5.3

《防災無線構成図》



《消防無線構成図》



《 災害に関する対策のための放送要請に関する協定 》 資料3.6.1

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

- 第1条 福岡県知事（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって、行なう。
- 第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。
- (1) 放送を要請しようとする理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 放送を行う日時及び放送系統
 - (4) その他必要な事項
- 2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後速やかに文書を提出するものとする。
- 第3条 乙は、甲からの放送の要請を受けた時は、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等とそのつど決定し、速やかに放送するものとする。
- 第4条 放送手続きの円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。
- 第5条 この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。
この協定締結の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和41年10月17日

（注）福岡県は同様の協定を以下の9放送局（会社）と締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社ティー・エックス・エヌ九州	株式会社CROSS FM
株式会社ラブエフエム国際放送	

《放送要請様式》 資料3.6.2

筑紫野市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7021（防災企画課） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （消防防災安全課事務室、宿直室応答可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 （防災企画課） 092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. <input type="text"/> 内の電話を優先使用されたい。	

筑紫野市、県からNHK福岡放送局への要請

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029
備考 一般加入電話は、市町村の孤立防止無線電話からも接続できる。

(ファックス、電話用)

件名 **放送要請について**

平成 年 月 日

災害対策本部第 号

1. 申請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ 市町村から要請があったため
- ④ 災害対策本部配備要員を召集するため

2. 放送事項（内容、対象地域等）

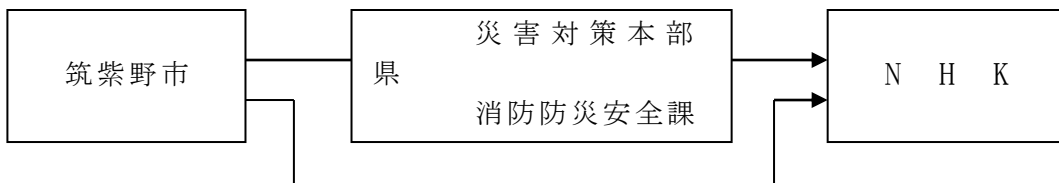
別紙のとおり

3. 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4. その他

連絡系統



要請者 市町村		県			N H K
連絡者		受信者	連絡者		受信者
連絡時分		受信時分	連絡時分		受信時分
電話番号			電話番号		

※ 被要請機関（県・NHK）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

放送要請に関する協定書-----県地域防災計画書 参照

《 緊 急 警 報 放 送 に 関 す る 確 認 》 資 料 3.6.3

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は昭和41年10月17日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
- 3 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある次の場合に行うものとする。
 - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
 - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
- 4 緊急放送は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 5 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在のNHK放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
- 6 その他、緊急警報放送の取扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和61年9月16日

《 知事への依頼様式 》 資料 3.7.1
(市長→県知事)

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
	筑紫野市長 ⑩
自衛隊の災害派遣要請について (要請)	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。	
記	
1. 災害の情報及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
	筑紫野市長 ⑩
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

《 災害派遣要請様式 》 資料 3.7.2

(県知事→自衛隊)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事由

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付第 号により、災害派遣を要請しましたが、災害応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣人員等及び従事作業の内容
- 3 その他参考となるべき事項

《 市土木協同組合 》 資料 3.8.1

No.	会社名	住所	電話
1	(株)矢ヶ部開発	吉木 2508-1	092-924-1180
2	(株)田中組	湯町 2-15-8	092-925-3377
3	(株)雄組	岡田 3-2-6	092-926-1999
4	(有)宮尾組	山口 1906-3	092-923-2391
5	(株)吉村産業	武蔵 46-1	092-923-2340
6	(有)古賀栄組	永岡 1280-1	092-922-3885
7	タダスエ建設(株)	大字永岡 1272-69	092-922-6130
8	(株)中川組	岡田 2-62-2	092-926-2821
9	荒川建設(株)	美しが丘北 3-4-5	092-926-2953
10	成信建設(株)	諸田 305-2	092-921-8886
11	陽光建設(株)	筑紫 22-21	092-921-1300
12	亜細亜建設工業(株)	山家 2045-8	092-926-7167
13	(株)野口土木	永岡 838-3	092-923-3352
14	(株)ユクタケ	天山 607-7	092-926-1615
15	(有)嘉起嶋土木工業	山家 4600-1	092-927-2271
16	(株)環境施設	山家 2408-6	092-926-6168

以上 16 社
令和 7 年 4 月現在

《 市建設業協力会 》 資料 3.8.2

No.	会社名	住所	電話
1	(株)入江建設	上古賀 1-12-10	092-924-2675
2	(株)コジマ建設	阿志岐 2489-57	092-925-6067
3	中西建設(株)	湯町 1-11-1	092-922-2777
4	成信建設(株)	諸田 305-2	092-921-8886
5	丸源産業(株)	桜台 2-11-18	092-925-9668
6	(株)アラツホーム	二日市南 2-7-21	092-985-8772
7	(株)山口工務店	美しが丘南 1-1-9	092-926-7008
8	(株)さとう建設	原 187-3	092-925-0127
9	(株)新栄建設	天拝坂 6-12-4	092-922-2148
10	(株)中山建設	阿志岐 1480-1	092-924-5474
11	(株)西日本建設	俗明院 43	092-923-8733
12	(株)八双建設	俗明院 1-6-3	092-922-3225
13	(株)マルサン建設	俗明院 2-5-8	092-921-0198
14	陽光建設(株)	俗明院 43	092-921-1300

以上 14 社
令和 7 年 4 月現在

《 市管工事協同組合 》 資料 3.8.3

No.	会社名	住所	電話
1	(有)青木工業	阿志岐 2068-1	092-925-8356
2	(株)一新工業	上古賀 4-8-8	092-922-8111
3	(株)三機産業	杉塚 1-8-5	092-923-1414
4	シージー設備(株)	紫 2-12-12	092-925-7564
5	(有)大成興業	上古賀 1-6-17	092-921-3239
6	田中住宅産業(株)	諸田 55-3	092-926-4355
7	(株)筑紫商会	二日市南 2-13-12-401	092-925-6631
8	中央設備(株)	杉塚 6-10-7	092-923-1144
9	(株)東筑設備工業	古賀 796-5	092-985-7445
10	(有)馬場崎設備	針摺東 1-2-31	092-924-1672
11	林田建材(株)	二日市南 3-7-1	092-924-2345
12	(有)平山設備工業	二日市南 2-8-18	092-923-1468
13	(有)ムサシ工業	杉塚 2-13-6	092-928-3867

以上 13 社
令和 7 年 4 月現在

《 筑紫地区建設コンサルタンツ協会 》 資料 3.8.4

※筑紫野市会員のみ

No.	会社名	住所	電話
1	アズテックコンサルタンツ(株) 筑紫営業所	筑紫 25-16-103	092-555-2100
2	(株)永大開発コンサルタント 筑紫支店	針摺中央 2-8-5	092-923-5015
3	九州ジオテック(株) 筑紫野支店	上古賀 3-12-41	092-555-7078
4	共和航業コンサルタント(株) 筑紫野営業所	吉木 2362-3	092-922-6062
5	(有)グローバルプラン 筑紫野営業所	二日市南 4-2-7	092-555-3170
6	H I K E N(株)	原田 3-19-9	092-408-1556
7	(有)ムラモト	二日市北 4-23-26	092-923-9636

以上 7 社
令和 7 年 4 月現在

《 市造園業協力会 》 資料 3.8.5

No.	会社名	住所	電話
1	(株)柴田造園	筑紫 184-6	092-926-0172
2	エコグリーン社	光が丘 4-8-3	092-927-0415
3	(有)晋広造園	牛島 368-7	092-925-5615
4	(有)天拝緑地計画	湯町 3-3-15	092-918-2250
5	筑紫緑地建設(株)	阿志岐 2400-1	092-928-2855
6	(有)矢ヶ部石材	本道寺 106-4	092-924-5574
7	石内造園	山口 908-12	092-921-2315
8	梅田造園	阿志岐 2489-32	092-925-9046
9	金子造園	吉木 908-2	092-555-3476
10	いしうち造園	上古賀 3-6-1	092-922-7828

以上 10 社
令和 7 年 4 月現在

《 指定避難所等の選定手法 》 資料 3.9.1

指定避難所等の選定手順は以下のように検討した。

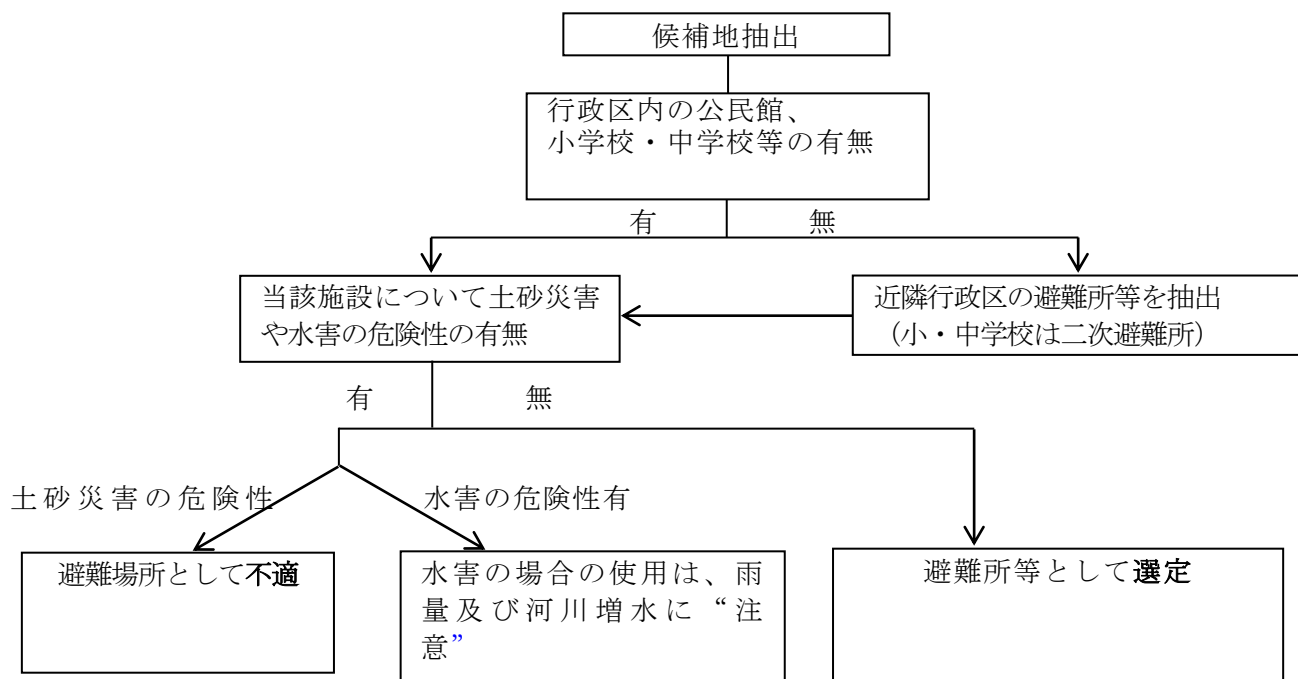
—指定避難場所等の選定手法—

1) 風水害対策
ア. 候補地として、公民館、コミュニティセンター、小・中学校等の公的施設を選定する。
イ. 候補地が土砂災害及び水害等の危険区域である場合には、隣接地区の公民館、小・中学校等を選定する。

2) 地震対策
ア. 候補地として、風水害対策の候補地に加え、公園、大規模な公共空地等を選定する。
イ. 候補地が土砂災害危険区域、地震時に危険がある場合には、隣接地区の公園・空地等を選定する。

- 一次避難所
通常、堅牢安全なコミュニティセンター等（二次避難所を兼用する）
- 二次避難所
公立の小・中学校、その他大規模な公共施設等

《 避難所等の選定フロー 》



《 指定緊急避難場所・指定避難所（一次避難所） 》 資料 3.9.2(1)

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
1	二日市コミュニティセンター	920-5123	二日市中央 5-5-18	コミュニティ推進課	1,057	192	鉄筋	▲	○	○	
2	二日市東コミュニティセンター	918-5600	石崎 1-1-7	コミュニティ推進課	1,515	329	鉄筋	○	○	○	
3	御笠コミュニティセンター	922-2601	吉木 2496-1	コミュニティ推進課	1,105	249	鉄筋	○	▲	○	
4	山家コミュニティセンター	926-2809	山家 2850-1	コミュニティ推進課	1,477	303	鉄筋	○	▲	○	
5	山口コミュニティセンター	922-2551	古賀 196-1	コミュニティ推進課	971	225	鉄筋	▲	○	○	
6	筑紫南コミュニティセンター	919-8400	原田 4-16-6	コミュニティ推進課	1,317	259	鉄筋	○	○	○	
7	筑紫コミュニティセンター	926-2913	筑紫 1571	コミュニティ推進課	1,413	287	鉄筋	○	○	○	
8	生涯学習センター	918-3535	二日市南 1-9-3	生涯学習課	1,767	441	鉄筋	○	○	○	

《 指定緊急避難場所・指定避難所（二次避難所） 》 資料 3.9.2(1)

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
9	天拝小学校	918-6761	天拝坂 6-1-1	教育政策課	1,389	347	鉄筋	○	○	○	
10	二日市小学校	922-3064	二日市西 2-2-1	教育政策課	2,436	608	鉄筋	○	○	○	
11	二日市北小学校	922-1611	二日市北 8-2-1	教育政策課	1,053	263	鉄筋	○	○	○	
12	二日市東小学校	922-2504	紫 7-4-1	教育政策課	2,095	523	鉄筋	○	○	○	
13	山口小学校	922-2554	萩原 850-1	教育政策課	945	236	鉄筋	▲	○	○	
14	吉木小学校	922-2681	吉木 2526-2	教育政策課	821	205	鉄筋	○	▲	○	
15	阿志岐小学校	922-2602	阿志岐 2350	教育政策課	821	205	鉄筋	▲	○	○	
16	山家小学校	926-2819	山家 4341	教育政策課	821	205	鉄筋	○	○	○	
17	筑紫小学校	926-1786	筑紫 531	教育政策課	949	237	鉄筋	○	○	○	
18	原田小学校	926-1156	美しが丘南 2-10-5	教育政策課	1,287	321	鉄筋	○	○	○	
19	筑紫東小学校	927-1112	光が丘 2-3-1	教育政策課	1,302	325	鉄筋	○	○	○	
20	二日市中学校	923-2101	紫 1-6-1	教育政策課	1,198	299	鉄筋	○	○	○	

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
21	天拝中学校	922-4631	立明寺 458-1	教育政策課	1,317	329	鉄筋	○	○	○	
22	筑紫野中学校	925-5502	針摺東 4-6-1	教育政策課	1,138	284	鉄筋	○	○	○	
23	筑山中学校	926-2915	下見 585-1	教育政策課	1,336	334	鉄筋	▲	○	○	
24	筑紫野南中学校	927-3300	美しが丘南 5-9-2	教育政策課	1,934	483	鉄筋	○	○	○	
25	京町隣保館・児童センター	922-4919	二日市北 4-1-5	人権政策・ 男女共同参画課	669	167	鉄筋	○	○	○	指定緊急避難場所ではない
26	永岡隣保館	922-4826	永岡 1439	人権政策・ 男女共同参画課	567	141	鉄筋	○	○	○	指定緊急避難場所ではない
27	美咲隣保館	926-4136	美咲 9-3	人権政策・ 男女共同参画課	895	223	鉄筋	▲	○	○	指定緊急避難場所ではない
28	岡田隣保館	926-3642	岡田 1-24-2	人権政策・ 男女共同参画課	403	100	鉄筋	▲	○	▲	指定緊急避難場所ではない
29	筑紫野市農業者トレーニングセンター	923-6290	諸田 172	生涯学習課	2,895	723	鉄筋	○	○	○	指定緊急避難場所ではない
30	筑紫野市勤労青少年ホーム	925-4801	諸田 169	生涯学習課	1,235	308	鉄筋	○	○	○	指定緊急避難場所ではない
31	筑紫野市文化会館	925-4321	上古賀 1-5-1	公益財団法人筑紫 野市文化振興財団	2,128	532	鉄筋	○	○	○	指定緊急避難場所ではない

《 指定緊急避難場所・指定避難所（福祉避難所） 》 資料 3.9.2(2)

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
32	総合保健福祉センター カミーリヤ	920-8000	岡田 3-11-1	健康推進課	6,145	1536	鉄筋	▲	○	○	

《 指定緊急避難場所・指定避難所（自主避難所） 》 資料 3.9.2(2)

1. 天拝小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
33	天拝坂公民館	929-3040	天拝坂 6-2-5	行政区	360	90	鉄骨	○	▲	○	
34	杉塚公民館	710-2727	杉塚 2-9-8	行政区	175	43	木造	○	○	○	
35	北杉塚公民館	922-9495	杉塚 7-7-18	行政区	120	30	鉄筋	○	○	▲	
36	塔原公民館	924-5127	塔原西 2-16-1	行政区	327	81	鉄筋	○	○	▲	
37	大門公民館	928-6116	塔原南 2-9-1	行政区	200	50	木造	○	▲	○	

2. 二日市小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
38	六反公民館	924-6969	塔原東 1-2-20	行政区	311	77	鉄筋	○	○	▲	
39	本町公民館	923-7301	二日市中央 5-5-14	行政区	187	46	鉄骨	▲	○	○	
40	三地区(中央・栄町・昭和)公民館	921-3876	二日市中央 3-5-7	行政区	177	44	鉄筋	▲	○	○	
41	次田区公民館	925-5337	二日市西 1-3-5	行政区	148	37	鉄筋	▲	○	○	
42	大坪公民館	923-1800	二日市西 4-8-27	行政区	147	36	鉄筋	▲	○	○	
43	鳥居公民館	925-4230	二日市西 2-4-3	行政区	311	77	その他	○	○	▲	
44	湯町公民館	924-6968	湯町 2-4-13	行政区	586	146	鉄筋	○	○	○	
45	上古賀公民館	928-0490	上古賀 3-2-27	行政区	450	112	鉄骨	○	○	○	

3. 二日市北小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
46	宮田町公民館	925-5251	二日市北 1-25-1	行政区	303	75	鉄筋	○	○	○	
47	京町公民館	921-3139	二日市北 4-4-14	行政区	353	88	鉄骨	○	○	○	
48	曙町公民館	922-9718	二日市北 8-5-8	行政区	237	59	木造	○	○	○	
49	松ヶ浦公民館	925-0862	紫 1-8-2	行政区	125	31	木造	○	○	○	

4. 二日市東小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
50	紫公民館	921-1321	紫 1-20-11	行政区	324	81	鉄筋	▲	○	○	
51	天神公民館	925-4111	二日市中央 2-12-16	行政区	116	29	木造	▲	○	▲	
52	旭東(旭町・東町)公民館	923-3395	二日市中央 1-7-20	行政区	203	50	鉄骨	▲	○	○	
53	東新町公民館	924-4974	紫 7-5-10	行政区	145	36	木造	○	○	○	
54	紫ヶ丘公民館	922-3917	紫 5-5-20	行政区	260	65	木造	○	○	○	
55	石崎公民館	923-2640	石崎 2-5-1	行政区	142	35	木造	○	○	▲	
56	若葉中原公民館	921-9200	石崎 3-14-1	行政区	292	73	鉄骨	○	○	○	

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
57	針摺公民館	925-4441	針摺中央 2-8-16	行政区	394	98	鉄骨	○	○	○	
58	針摺東公民館	925-4729	針摺東 3-1-3	行政区	247	61	鉄骨	○	○	○	
59	俗明院公民館	921-3583	俗明院 1-11-12	行政区	334	83	鉄筋	▲	○	○	
60	朝倉街道団地公民館	922-9426	針摺南 2-12-24	行政区	171	42	木造	▲	○	▲	

5. 山口小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
61	古賀公民館	922-9881	古賀 675-1	行政区	270	67	鉄骨	○	○	○	
62	立明寺公民館	924-1804	立明寺 432-1	行政区	240	60	鉄骨	○	○	○	
63	むさしヶ丘公民館	922-9796	むさしヶ丘 2-28-23	行政区	340	85	鉄筋	○	○	○	

6. 吉木小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
64	西吉木公民館	924-0404	吉木 2431-1	行政区	209	52	木造	○	○	▲	
65	東吉木公民館	924-7105	吉木 1005-5	行政区	251	62	鉄骨	○	▲	○	
66	パピリオン葉光	—	吉木 1514-17	行政区	218	54	その他	○	▲	○	
67	宮の森公民館	925-8719	原 714-19	行政区	169	42	鉄骨	○	○	○	
68	みさか台公民館	922-9435	吉木 2331-28	行政区	240	60	鉄骨	○	○	○	

7. 阿志岐小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
69	天山公民館	926-2426	天山 560-5	行政区	198	49	木造	○	○	○	
70	上阿志岐東公民館	921-4170	阿志岐 228	行政区	102	25	木造	○	○	○	
71	上阿志岐西公民館	925-6531	阿志岐 2468-2	行政区	212	53	木造	○	○	▲	
72	下阿志岐公民館	921-4046	阿志岐 1512-3	行政区	135	33	木造	▲	○	▲	
73	牛島公民館	—	牛島 330-70	行政区	170	42	木造	○	○	○	

8. 山家小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
74	山家1区公民館	なし	山家 615-6	行政区	105	26	木造	○	○	▲	
75	山家3区公民館	926-4870	山家 3065-1	行政区	147	36	木造	○	○	▲	
76	山家6区公民館	926-1329	山家 4758-4	行政区	122	30	木造	○	○	○	

9. 筑紫小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
77	永岡公民館	922-9873	永岡 596-4	行政区	351	87	RC	○	○	▲	
78	筑紫駅前通公民館	927-1696	筑紫駅前通 1-136-2	行政区	232	58	鉄骨	○	○	○	
79	城山公民館	926-4966	筑紫 1125-1	行政区	142	35	木造	○	○	▲	
80	筑紫公民館	926-5577	筑紫 1615	行政区	184	46	木造	○	○	○	
81	ちくし台公民館	926-4871	筑紫 117-105	行政区	165	41	鉄骨	○	○	○	
82	ちくしヶ丘公民館	926-5185	筑紫 667-204	行政区	80	20	鉄骨	○	○	○	
83	若江公民館	926-4974	若江 536	行政区	216	54	木造	○	○	○	
84	下見公民館	926-4990	下見 347-4	行政区	230	57	鉄筋	▲	○	○	
85	岡田公民館	926-6588	岡田 2-22-1	行政区	150	37	鉄筋	○	○	○	
86	諸田公民館	926-4877	諸田 118	行政区	130	32	木造	○	○	○	
87	常松公民館	926-5882	常松 357-1	行政区	176	44	その他	○	○	○	
88	桜台公民館	922-9802	桜台 1-270-17	行政区	357	89	鉄骨	○	○	○	

10. 原田小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
89	美しが丘南公民館	927-0885	美しが丘南 3-501-64	行政区	499	124	鉄骨	○	○	○	
90	原田公民館	926-1800	原田 4-12-1	行政区	793	198	鉄筋	○	○	○	
91	原田公民館上原田分館	926-1795	原田 2180	行政区	140	35	木造	○	○	○	
92	原田公民館原田新町分館	926-4981	原田 7-10-7	行政区	203	50	木造	○	○	○	

1.1. 筑紫東小学校区

番号	施設名称	電話番号	所在地	管理者	延床面積 (㎡)	収容人員	構造	洪水	土砂	地震	備考
93	光が丘公民館	926-2775	光が丘 4-4-1	行政区	386	96	木造	○	○	○	
94	美しが丘北公民館	926-7034	美しが丘北 3-3-2	行政区	377	94	鉄骨	○	○	○	
95	隈公民館	926-4937	大字隈 177-1	行政区	263	65	鉄骨	○	○	○	
96	西小田公民館	926-5588	大字西小田 736-5	行政区	177	44	木造	▲	○	○	
97	馬市公民館	926-5183	大字西小田 64-30	行政区	130	32	木造	○	○	○	

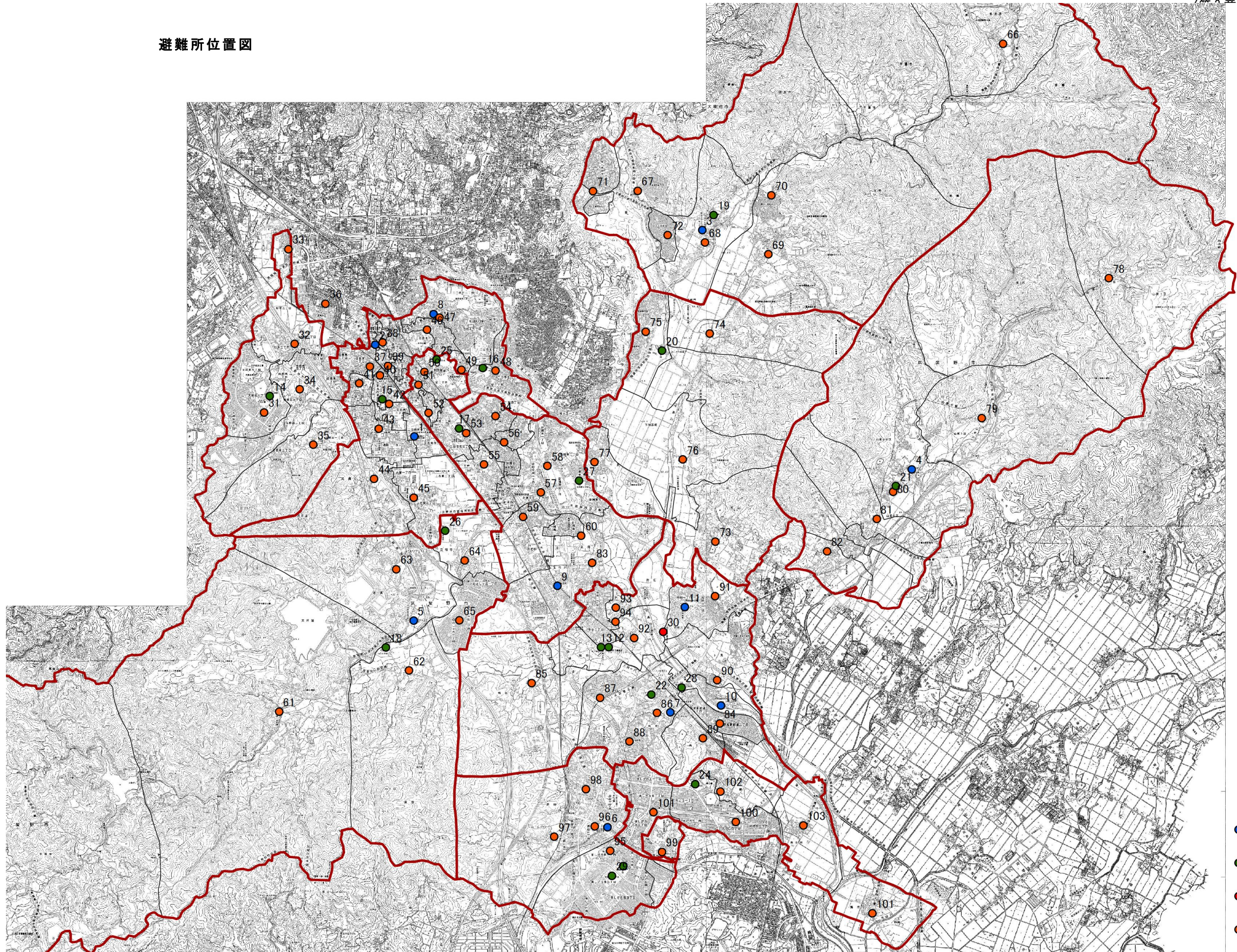
《 指定緊急避難場所 》 資料 3.9.2(2)

番号	施設名称	所在地	面積 (㎡)	洪水	土砂	備考
1	原田公園	美しが丘南 1丁目 11-7	20,004	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
2	五郎山公園	原田 3丁目 9-5	52,003	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
3	隈公園	光が丘 2丁目 4-1	20,017	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
4	二日市公園	二日市北 1丁目 9-534、7番 556-1 外	20,295	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
5	天拝坂中央公園	天拝坂 6丁目 4-1	21,500	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
6	岡田中央公園	岡田 1丁目 10-1	10,000	○	○	都市計画公園 (近隣公園)
7	筑紫野市総合公園	大字山口 339-1 外	571,158	○	○	都市計画公園 (総合公園)
8	天拝公園	大字武蔵 629-1	28,269	○	▲	都市計画公園 (特殊公園)
9	上原田公園	大字原田 1629-1	24,000	○	▲	都市計画公園 (特殊公園)

《 協定締結避難所 》 資料 3.9.2(3)

番号	施設名称	電話番号	所在地	締結年月日	備考
1	福岡県農業大学校	925-2403	大字吉木 767	平成 25 年 7 月 1 日	
2	福岡県立武蔵台高等学校	925-6441	天拝坂 5-2-1	平成 25 年 7 月 10 日	
3	福岡県立筑紫高等学校	924-1511	針摺東 2-4-1	平成 25 年 9 月 11 日	
4	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	925-3053	大字牛島 151	平成 30 年 3 月 26 日	福祉避難所
5	福岡県立福岡視覚特別支援学校	924-1101	大字牛島 114	平成 30 年 3 月 26 日	福祉避難所

避難所位置図



- 一次避難所
- 二次避難所
- 福祉避難所
- 自主避難所

《雨量観測所一覧》 資料 3.10.1

福岡県

番号	観測所名	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		摘要
				mm	年月日	mm	年月日	
11-2	山神ダム	テレメーター	大字山口字薩摩屋敷 2405-1 (山神ダム管理出張所)	407.0	H30.7.6	75.0	H21.7.26	
11-6	上村	テレメーター	大字平等寺字高原 766-5	426.0	H30.7.6	74.0	H5.8.19	
11-7	針摺東	テレメーター	針摺東3-57-5地先	383.0	H30.7.6	79.0	H26.8.22	H25年に永岡 より移設

国土交通省

	原田	テレメーター	下見	407.0	H30.7.6	78	H26.8.22	
--	----	--------	----	-------	---------	----	----------	--

福岡県水防計画書 R7

《 治安施設(交番・駐在所)一覽 》 資料 3.13.1

番号	名称	所在地	備考
1	西鉄前交番	二日市中央 6-2-1	
2	二日市駅前交番	二日市中央 1-1-10	
3	原田交番	原田 4-16-3	
4	天拝交番	立明寺 474-1	
5	山家駐在所	大字山家 4757-1	
6	御笠駐在所	大字吉木 2557-7	
7	山口駐在所	大字山口 27-13	

《 救急指定病院及び血液センター等 》 資料 3.14.1

【救急告示医療機関】

名 称	住 所	病床数	電話番号
救急指定病院			
済生会二日市病院	湯町3-13番1号	260	923-1551
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	600	922-2531
樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	88	922-3076
原病院	大野城市白木原5-1-15	110	581-1631
自衛隊福岡病院	春日市小倉東1-61	200	581-0431
諸岡整形外科病院	郡那珂川町片縄3-101	54	952-8888
ごう脳神経外科クリニック	那珂川町大字山国字山城1150-1	19	951-5219
福岡大学筑紫病院	大字俗明院3377番地の1-1-1	345	921-1011
血液センター			
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市上古賀1-2-1	-	921-1400
福岡県北九州赤十字血液センター	北九州市八幡西区相生町15-1	-	093-631-1211
日本赤十字社九州血液センター	久留米市宮の陣3丁目4-12	-	0942-31-8900
その他			
筑紫医師会	太宰府市国分3-13-1	-	923-1331
筑紫保健福祉環境事務所	大野城市白木原3-5-25	-	513-5610
日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大楠3-1-1	-	523-1171

平成24年現在

《 市内主要医療機関一覧 》 資料 3.14.2(1)

名 称	所在地	病床数	電話番号
病院			
医療法人愛心会二日市病院	二日市中央4-8-25	52	922-2531
医療法人杏竹会二日市中町病院	二日市中央3-6-12	111	922-2246
医療法人小西第一病院	石崎1-3-1	102	923-2238
医養法人文杏堂杉病院	二日市中央1-3-2	72	923-6666
医療法人社団邦生会高山病院	針摺中央2-11-101	50	921-4511
筑紫野病院	大字天山37	155	926-2292
福岡県済生会二日市病院	湯町3-13-1	260	923-1551
福岡大学筑紫病院	俗明院1-1-1	345	921-1011
医療法人松風会二日市共立病院	二日市中央2-10-1	50	923-2211
医療法人杏竹会二日市整形外科病院	紫2-22-1	52	928-2222
医療法人牧和会牧病院	大字永岡976-1	321	922-2853

平成24年現在

《市内主要医療機関一覧》 資料 3.14.2(2)

名 称	所在地	病床数	電話番号
有床診療所 加藤田外科医院	杉塚 3-3-6	21	925-1801
医療法人隣宗会どい内科クリニック	光が丘 4-5-3	19	926-7415
医療法人徳永外科医院	美しが丘南 6-2-2	19	926-8330
医療法人エンジェル会永川産婦人科医院	紫 1-25-5	9	922-3164
成田整形外科医院	紫 4-6-21	15	922-1331
医療法人西尾産婦人科医院	紫 4-1-10	13	928-1103
医療法人西尾小児科医院	湯町 2-4-1	12	922-2006
医療法人西本内科医院	原田 6-8-1	25	926-0021
早瀬川産婦人科医院	二日市中央 4-12-6	5	924-3531
医療法人北城整形外科医院	筑紫 611-8	19	926-3131
医療法人山本医院	美しが丘南 6-2-1	18	926-8333

平成 24 年現在

《市内主要医療機関一覧》 資料 3.14.2(3)

名 称	所在地	病床数	電話番号
無床診療所 青柳外科医院	二日市 2-2-10	無床	922-2770
伊藤医院	二日市南 3-11-15	無床	922-3303
いとう内科クリニック	原田 6-10-1	無床	927-0195
医療法人上野神経外科クリニック	原田 4-15-8	無床	927-3555
医療法人うめづ医院	原田 2-6-12	無床	926-2011
医療法人おおたぐろ耳鼻咽喉科医院	筑紫駅前通 1-7 1	無床	927-2131
大塚内科クリニック	筑紫野市原 842-1	無床	928-2202
大森医院	美しが丘北 3-11-4	無床	926-0600
乙成内科医院	市紫 3-6-28	無床	928-8818
医療法人鬼木眼科医院	二日市中央 4-6-11	無床	922-2414
小野皮膚科医院	二日市南 2-2-8	無床	922-7550
杓掛内科医院	桜台 2-23-1	無床	922-1011
医療法人黒木耳鼻咽喉科医院	二日市北 1-1-10	無床	922-8354
医療法人黒瀬眼科医院	二日市西 2-1-3	無床	922-2559
さきむら医院	二日市中央 5-12-3	無床	925-9915
重松医院	石崎 2-2-26	無床	922-2012
安元皮ふ科クリニック	針摺 2-4-1	無床	925-4112

平成 24 年現在

《 市内主要医療機関一覧 》 資料 3.14.2(4)

名 称	所在地	病床数	電話番号
無床診療所 医療法人至誠会島松内科医院	二日市中央 5-5-16	無床	922-2052
盲養護老人ホーム寿光園	西小田 35	無床	926-3410
杉村内科クリニック	二日市北 2-2-1 ダイエー二日市店 3F	無床	925-8111
スタジオ・リカ・クリニック	原田 7-5-11	無床	926-8812
たかた心療クリニック	二日市中央 5-12-24	無床	921-1166
医療法人たかやま肛門・胃腸・外科ク リニック	針摺西 1-6-7 NISHIHIRA ビル 1F	無床	925-7822
医療法人武石医院	二日市西 1-4-3	無床	922-7437
たけだ眼科クリニック	美しが丘南 7-1-31	無床	919-8585
軽費老人ホーム筑紫の里	筑紫 38	無床	926-2558
特別養護老人ホームちくしの荘医務室	原田字鏡 462	無床	926-2811
知的障害者更生施設天心園診療所	平等寺 1294-1	無床	924-0801
特別養護老人ホーム天拝の園医務室	市立明寺 618-1	無床	918-5800
中島眼科医院	二日市中央 6-3-10 若竹ビル 2F	無床	925-9731
なかむら整形外科	原田 3-19-7	無床	926-9300
医療法人西崎整形外科医院	針摺中央 2-16-27	無床	923-5211
西田内科胃腸科医院	二日市北 3-1-10	無床	925-4114
医療法人にしひら耳鼻咽喉科ク リニック	針摺西 1-6-7 NISHIHIRA ビル 2F	無床	925-6333
日本たばこ産業株式会社 九州工場医務室	上古賀 2-1-1	無床	921-4111
はら脳神経外科医院	二日市西 1-4-5	無床	928-8858
樋口医院	二日市中央 5-15-13	無床	922-3076
ひろたこどもクリニック	針摺東 3-2-13	無床	918-8667
福岡県赤十字血液センター	上古賀 1-2-1	無床	921-1400
二日市クリニック	二日市中央 6-1-1 二日市駅東口 1F	無床	920-2227
帆足医院	二日市西 1-8-11	無床	922-2746
医療法人まじま内科循環器科	原田 8-4-1	無床	919-8051
医療法人丸山循環器科内科医院	紫 4-6-15	無床	924-3610
医療法人みぞぐち小児科医院	筑紫駅前通 1-148	無床	926-8301
福岡県済生会特別養護老人ホーム むさし苑医務室	湯町 2-9-2	無床	925-4711
むらかみクリニック	筑紫駅前通 1-21 グローバルビル壱番館 104号	無床	919-7676
本岡内科医院	二日市中央 4-14-23	無床	925-3600

平成 24 年現在

《市内主要医療機関一覧》 資料 3.14.2(5)

名 称	所在地	病床数	電話番号
無床診療所 医療法人もり小児科医院	美しが丘南 7-7-2	無床	926-8155
医療法人安田医院	針摺西 1 丁目 4-12	無床	922-2707
安田放射線科診療所	美しが丘南 4-20-4	無床	921-5033
医療法人安元耳鼻咽喉科医院	二日市西 1-6-1	無床	922-2308
矢野ひふ科医院	光ヶ丘 4-5-2	無床	926-3222
山崎皮膚科・リハビリ科医院	二日市中央 2-11-15	無床	924-3562
山田小児科医院	二日市北 2-1-3	無床	922-2665
山本皮ふ科クリニック	二日市北 2-2-1 ダイエー二日市店 3F	無床	923-3437
山脇皮膚泌尿器科医院	美しが丘南 7-7-4	無床	926-8197
医療法人つかさ会よこみぞ医院	立明寺 506-5	無床	921-5001
吉川レディースクリニック	二日市北 2-2-1 ダイエー二日市店 3F	無床	918-85221

平成 24 年現在

《 医療、助産活動に必要な携行資材一覧 》 資料 3.14.3

- (1) 医療、助産活動に必要な携行資材については、「国際赤十字の緊急医療活動指針」に基づき、救護所用の医療器材として概ね総数 100 名の患者を 2 昼夜取り扱うことができるよう、初期集中治療に適したものとなっている。
- (2) 日本赤十字社の医療セット構成
 ①診療セット、②蘇生・外科セット、③薬品セットA、④薬品セットB、事務用品セットのうち、①診療セット、③薬品セットA、④薬品セットBの内容品について以下に示す。

① 診療セット

保管ケース；アングル色（藍色）

区分	No	品名	規格	数量	滅菌方法
診療用具	1	聴診器	リットマン型	4	
	2	打診機	大貫式	1	
	3	体温計	電子式	5	
	4	血圧計	タイコス型	2	
	5	直像鏡	耳、鼻、眼底用：ウェルチ・アレン：乾電池付	1	
	6	額帯鏡	直径 9cm	1	
	7	咽頭鏡	柄付、No.2/4 各 1	2	A
	8	鼻鏡	和辻式、大/中 各 1	2	A
	9	心電計(徐細動機能付)	TEC-6100、バッテリー 2 個、ソフトケース入 (箱外)	1	
	10	ペンライト	瞳孔ゲージ、乾電池付	1	
消耗品	1	メス替刃	No.11/15、20 枚入 各 1	2	C
	2	針付縫合糸	吸引糸、3-0.10 入	2	C
	3	針付縫合糸	絹糸、3-0.1-0 各 10	2	C
	4	針付縫合糸	ナイロン、3-0.1-0 各 10	2	C
	5	手術用手袋	No.6.5/7/7.5 各 5	15	C
	6	紙ガーゼ	10 枚入	50	B
	7	四角巾	紙製、90×90cm	10	B
	8	膿盆	ディスプレイ	20	
	9	舌圧子	木製	20	C
	10	綿棒		50	B
	11	三角巾	105×105×150cm	10	B
	12	消毒用綿球	No.20、10 球入	5	C
	13	アルコール綿	清浄綿 (ディスプレイ)、10 包入	3	
	14	紙コップ		20	
	15	サインペン	2 色	2	
	16	紙絆創膏	9mm×10m	10	
	17	布絆創膏	50mm×5m	1	
	18	救急絆創膏	100 枚入	1	
	19	簡便剃刀		5	
	20	伸縮包帯	9cm×9m、10 入	1	
	21	処理用手袋	未滅菌、L/M 各 100 枚	2	
	22	皮膚用鉛筆	2 色	2	
	23	眼帯	ガーゼ付	2	B

② 薬品セットA

保管ケース；アングル色（紅色）

薬効別	一般名	剤形	含量	数量	商品名(例示)
1 局所麻酔薬	塩酸リドカイン	注	1%20ml	5V	1%キシロカイン注
	塩酸リドカイン	ゼリー	30ml	5本	キシロカインゼリー
	塩酸リドカイン	スプレー		2本	キシロカインスプレー
2 鎮静麻酔薬	チオペンタールNa(溶解液付)	注	500mg	5本	ラボナール注
3 解熱鎮痛、 非ステロイド系消炎薬	イブプロフェン	錠	100mg	100T3箱	ブルフェン注
	ジクロフェナクナトリウム	錠	25mg	100T3箱	ボルタレン錠
	アセトアミノフェン	坐薬	100mg	100ヶ	アルビニー坐薬
	インドメタシン	坐薬	50mg	50ヶ	インダシン坐薬
	合剤	顆粒		100包	PL顆粒
4 鎮痛剤	ベンタゾシン	注	15mg	10A	ソセゴン注
5 抗アレルギー薬 (抗ヒスタミン薬)	マレイン酸クロルフェニラミン	錠	6mg	100T	ポララミン復効錠
	マレイン酸クロルフェニラミン	注	5mg	10A	ポララミン注
6 催眠、鎮静薬 (抗てんかん)	フェノバルビタール	錠	30mg	100T	フェノバル錠
	フェノバルビタール	注	100mg/A	10A	フェノバル注
	ジアゼパム	錠	2mg	100T	セルシン錠
	ジアゼパム	注	10mg/A	10A	ホリゾン注
	プロチゾラム	錠	0.25mg	100T	レンドルミン錠
7 消化器官用薬	シメチジン	錠	200mg	100T	タガメット錠
7-1 胃炎、抗潰瘍薬	健胃酸	散	1g	500包	コランチル
7-2 鎮痙薬	臭化ブチルスコポラミン	錠	10mg	100T	ブスコパン錠
	臭化ブチルスコポラミン	注	20mg/A	10A	ブスコパン注
7-3 緩下薬	センノシド	錠	12mg	100T	ブルセニド錠
7-4 止痢薬	塩酸ロベラミド	カプセル	1mg	100Cap	ロペミンカプセル
8 呼吸器用薬	テオフィリン	錠	200mg	100T	ユニフィリン錠
8-1 抗喘息薬 吸入式喘息薬	アミノフィリン	注	250mg/A	10A	ネオフィリン注
	プロピオン酸ベクロメタゾン (気管支喘息、アレルギー性喘息)	吸入		5本	アルデシン
8-2 鎮咳薬	リン酸ベンプロバリン	錠	20mg	100T	ブラベリック錠
9 循環器用薬	リドカイン	注	100mg/A	5本	キシロカイン2%(静)
9-1 抗狭心症薬 (抗不整脈、降圧)	硝酸イソソルビド	徐放錠	20mg	100Cap	ニトロールRカプセル
	塩酸プロプラノロール	錠	10mg	120T	インデラル錠
9-2 降圧薬	ニフェジピン	カプセル	10mg	120Cap	アダラートカプセル
10 利尿薬	フロセミド	錠	20mg	100T	ラシックス錠
	フロセミド	注	20mg/A	10A	ラシックス注
	電解質加グリセオール高張液		200ml	2本	グリセオール注
11 ショック、 アナフィラキシー	エピネフィリン	注	1mg/A	20A	ボスミン注
	塩酸ドパミン	注	200mg/袋	5袋	プレドバ注200
	硝酸アトロピン	注	0.5mg/A	10A	硫酸アトロピン注
12 止血薬	カルバゾクロム	注	50mg/A	10A	アドナ注
13 強心配糖体	シゴキシン	注	0.25mg/A	10A	シゴキシン注
14 ホルモン	プレドニゾン	錠	5mg	50T	プレドニン錠
	コハク酸プレドニゾンナトリウム	注	10mg/A	10A	水溶性プレドニン注
	コハク酸メチルプレドニゾンナトリウム	注	125mg/A	5V	ソル・メドロール注
15 抗生物質	セフニル	カプセル	100mg	100Cap	セフゾンカプセル
15-1 セフェム系セフジニル	セファクロル	細粒	100mg	120包	ケフラール細粒
	セファゾンナトリウム	注	1g	10V	パンスポリン1gバッグ
15-2 アミノペニシリン系	アモキシシリン	カプセル	250mg	100Cap	パセトシン錠

③ 薬品セットB

保管ケース；アングル色（紅色）

薬効別	一般名	剤形	含量	数量	商品名(例示)
16 化学療法ニューキノロン	レボフロキサシン	錠	100mg	100T	クラビット錠
17 糖尿病用薬	インスリン	注	150u/1 カートリッジ	1 セット	ベンフィールR注
18 中毒治療薬（薬物中毒）	炭酸水素ナトリウム	注	7%20ml	5A	メイロン注
19 生物学製剤	破傷風トキソイド	注	10ml	1 本	沈降破傷風トキソイド
20 輸液電解質製剤	5%ブドウ糖液	注	5w/v%500ml	5 本	5%ブドウ糖液
	乳酸リンゲン液	注	500ml	3 本	テクテック注
	生理食塩水	注	20ml 100ml	10 本 10 本	生理食塩水
	電解質補液（維持）	注	500ml	3 本	KN3B補液
21 皮膚科用薬	バシトラシン+硫酸フラジオマイシン合剤	軟膏	10ml	10 本	パラマイシン軟膏
21-1 皮膚、外用抗生物質	フラジオマイシン（20度以下保存）	ガーゼ	10 枚	3 ケ	ソフラチュール
21-2 副腎皮質ホルモン合剤	吉草酸ベタメタゾン+硫酸フラジオマイシン合剤	軟膏	5ml	10 本	リンデロンVG軟膏
22 消炎・鎮痛ハップ	インドメタシン	貼付薬	10cm25mg (5枚入り)	15 袋	カトレップ
23 消毒剤	塩化ベンザルコニウム（手指消毒）		500ml	1 本	ウェルバス
	消毒エタノール（患部）		500ml	2 本	消毒エタノール
	ポビドンヨード（患部）		250ml	1 本	イソジン液
	塩化ベンザルコニウム（患部）		0.1%	1 本	アメジストクレンジング (40枚)
	ポビドンヨード（口腔内消毒）	含そう	1ml70mg30ml	3 本	イソジンガーグル
24 眼科用薬	ノルフロキサシン（局麻薬）	点眼液	0.3%(5ml)	5 本	バクシダール点眼液
25 洗腸剤	グリセリン		60ml	2 本	グリセリン洗腸剤
保存箱	(箱外) 大1/小1			2 個	セキスイ検体輸送箱 No. 5, 10

《 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量 》 資料 3.15.1

保有機関	種 別	能 力	数 量
筑 紫 野 市	給水車	1 t	1台
	給水タンク	0.5t	16基
	〃	0.2t	9基
	〃	20ℓ	14個
福岡駐屯地	1 t タンクトレーラー	1 t	19
	水タンク車	5 t	6
小倉駐屯地	1 t タンクトレーラー	1 t	9
飯塚駐屯地	〃	1 t	14
小郡駐屯地	〃	1 t	12
	散水車	1 t	1
久留米駐屯地	1 t タンクトレーラー	1 t	27

筑紫野市隣接市町村を抜粋

《 災害救助用米穀の調達 》 資料 3.16.1

管理食糧事務所	九州農政局福岡農政事務所	
所在地	福岡市博多区住吉 3-17-21	
電話番号	(092) 281-8261	
備蓄場所	福岡市博多区大字下月隈 1 丁目 13-17 (福岡農政事務所福岡政府倉庫) TEL (092) 623-0691	
数量	乾パン	12,800 食
	乾燥米飯	15,000 食

災害対策用乾パン、災害対策用乾燥米飯の備蓄状況

問い合わせ先

福岡県福祉労働部福祉総務課

(TEL) 092-643-3244

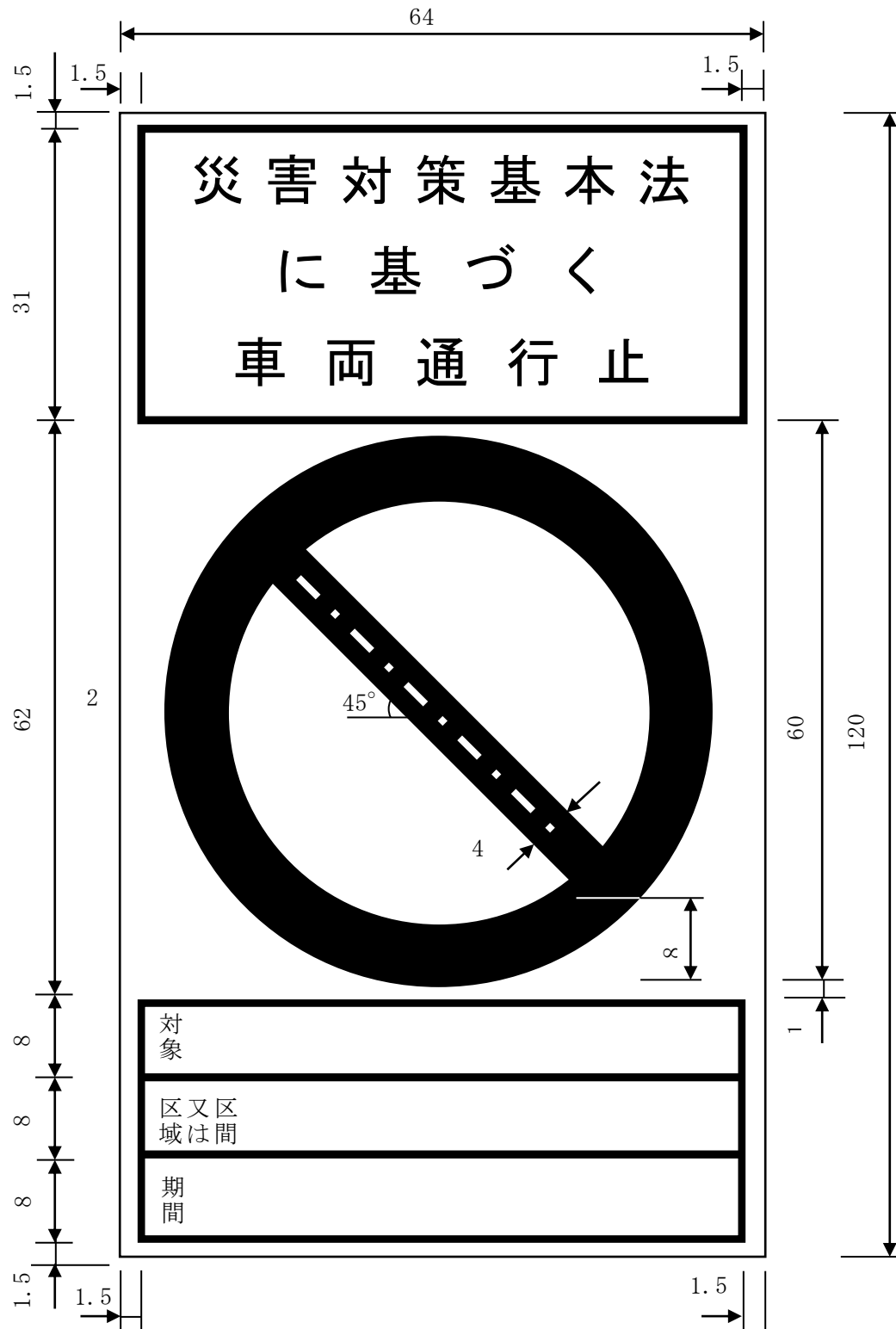
種類	食数	備蓄場所
乾パン	各 50,040 食 (計 100,080 食)	東京都立川市緑町無番地 (立川市緑町無番地) 愛知県名古屋市港町大江町 1-5 (大江政府倉庫)
乾燥米飯	15,000 食	福岡市博多区月隈 1-13-17 (福岡政府倉庫)

《 緊急通行車両の証明書等（様式1～4） 》 資料 3.19.1

別記様式第1

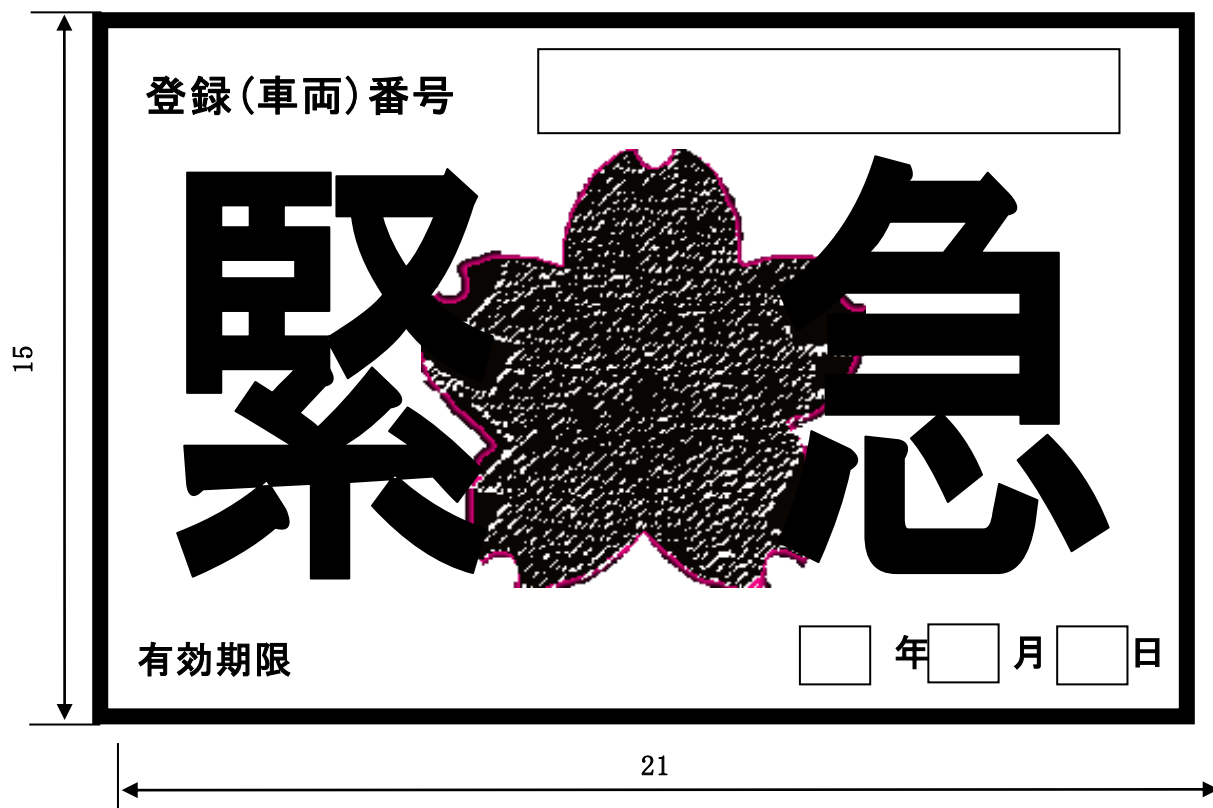
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 福岡県公安委員会 殿 申請者 住所 (電話) 氏名 印		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印	
番号表に表示さ れている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交 通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本部届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合に は、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届けて再交付を受 けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったと き。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名）			
使用者	() 局 番		
出 発 地			
(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用す ることを釈明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1 通添付の上、車 両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出して ください。			

別記様式第2（災害対策基本法施工規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯び及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（災害対策基本法施工規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	㊟
		公安委員会	㊟
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

《 市有車両確認一覧表 》 資料 3.19.2(1)

番号	担当課等	登録番号	メーカー	用途	備考
1	管財課	200 さ 924	日野	普通乗合	マイクロバス 29人乗
2	集中管理 1号	400 む 6494	ニッサン	小型貨物車	5人乗り
3	集中管理 2号	501 は 5998	マツダ	小型乗用車	5人乗
4	集中管理 3号	100 せ 3895	トヨタ	普通貨物車	5人乗
5	集中管理 4号	400 つ 3048	ニッサン	小型貨物車	AT 5人乗
6	集中管理 6号	100 さ 6736	トヨタ	普通貨物車	MT トラック
7	集中管理 7号	400 せ 2704	ニッサン	小型貨物車	
8	集中管理 8号	400 た 6456	ホンダ	小型貨物車	AT・キャリー付
9	集中管理 9号	500 せ 2954	トヨタ	小型乗用車	AT 5人乗
10	集中管理 10号	300 に 9447	トヨタ	普通乗用車	10人乗
11	集中管理 13号	480 き 1068	スズキ	軽貨物車	AT トラック 4WD
12	集中管理 16号	480 た 7643	ダイハツ	軽貨物車	AT
13	集中管理 17号	480 そ 6787	ダイハツ	軽貨物車	4WD スピーカー(SDカード再生可能) ドライブレコーダー
14	集中管理 18号	41 む 4062	ダイハツ	軽貨物車	4WD
15	集中管理 19号	41 の 9313	ダイハツ	軽貨物車	AT
16	集中管理 20号	580 え 8753	ダイハツ	軽乗用車	AT (筑紫野市ネーム無)
17	集中管理 21号	480 け 6826	スズキ	軽貨物車	AT (筑紫野市ネーム無)
18	集中管理 22号	480 さ 8656	スズキ	軽貨物車	
19	集中管理 23号	480 せ 5713	スズキ	軽貨物車	4WD ドライブレコーダ
20	集中管理 24号	480 さ 4019	ダイハツ	軽貨物車	AT
21	集中管理 25号	480 け 6828	スズキ	軽貨物車	AT (筑紫野市ネーム無)
22	集中管理 26号	480 た 7644	ダイハツ	軽貨物車	AT
23	集中管理 27号	480 さ 8657	スズキ	軽貨物車	
24	集中管理 28号	480 た 7641	ダイハツ	軽貨物車	AT スピーカー付
25	集中管理 29号	41 は 4871	スバル	軽貨物車	カセット・スピーカー (カセットテープ放送可能)付
26	集中管理 30号	480 せ 5714	スズキ	軽貨物車	4WD ドライブレコーダ
27	集中管理 31号	480 さ 4018	ダイハツ	軽貨物車	AT
28	集中管理 33号	480 こ 5589	スズキ	軽貨物車	AT
29	集中管理 36号	41 ひ 4177	ダイハツ	軽貨物車	天然ガス
30	集中管理 38号	480 く 4839	スズキ	軽貨物車	AT PT4WD
31	集中管理 39号	41 は 4880	スバル	軽貨物車	カセット・スピーカー付 4WD
32	議会優先公用車	302 と 3158	ホンダ	普通乗用車	8人乗り
33	管財課	400 せ 2703	ニッサン	小型貨物車	区画整理課使用
34	管財課	301 る 9825	ニッサン	普通乗用車	電気自動車 市長車 (リース契約 H25.10~H28.3)
35	管財課	400 ふ 2256	トヨタ	小型貨物車	給水車(給水タンク積載車両) MT トラック
36	管財課	480 け 2803	ダイハツ	軽貨物車	
37	危機管理課	580 こ 1200	ダイハツ	軽乗用車	防犯パトロール車
38	人権政策課(岡田)	41 つ 5032	スズキ	軽貨物車	岡田隣保館(AT)
39	人権政策課(永岡)	41 む 3096	ダイハツ	軽貨物車	永岡隣保館(AT)
40	人権政策課(京町)	41 む 3098	ダイハツ	軽貨物車	京町隣保館(AT)

平成30年4月現在

《 市有車両確認一覧表 》 資料 3.19.2(2)

番号	担当課等	登録番号	メーカー	用途	備考
41	人権政策課(美咲)	41 な 9667	スズキ	軽貨物車	美咲隣保館 (A T)
42	人権政策課(美咲)	41 に 9915	スズキ	軽貨物車	美咲隣保館 (A T)
43	人権政策課	80 あ 912	ダイハツ	軽特種車	身体障害者輸送車 (A T)
44	人権政策課(京町)	41 と 7358	スバル	軽貨物車	京町隣保館 (A T)
45	人権政策課	800 す 9559	トヨタ	特殊	
46	生活福祉課	480 あ 4146	スズキ	軽貨物車	赤十字借車
47	生活福祉課	け 8873	ホンダ	原付	
48	生活福祉課	こ 1165	ホンダ	原付	
49	生活福祉課	800 セ 7795	ニッサン	普通乗用車	社会福祉法人協議会貸出
50	高齢者支援課	41 な 9668	スズキ	軽貨物車	介護保険担当
51	高齢者支援課	480 え 6812	ダイハツ	軽貨物車	
52	高齢者支援課	580 め 4676	スズキ	軽乗用車	
53	健康推進課	41 ち 300	ホンダ	軽貨物車	
54	健康推進課	41 ち 301	ホンダ	軽貨物車	
55	健康推進課	501 す 4516	ニッサン	小型乗用車	A T (5人乗)
56	健康推進課	41 と 401	スズキ	軽貨物車	スピーカー付
57	健康推進課	500 の 3878	トヨタ	小型乗用車	
58	健康推進課	200 さ 2127	日野	普通乗合	送迎バス
59	健康推進課	200 さ 2128	日野	普通乗合	送迎バス
60	健康推進課	200 さ 2131	ニッサン	普通乗合	送迎バス
61	健康推進課	41 は 4875	スバル	軽貨物車	A T
62	健康推進課	41 ち 1584	ダイハツ	軽貨物車	
63	健康推進課	480 さ 3278	ダイハツ	軽貨物車	
64	子育て支援課 (母子児童)	480 け 9364	スズキ	軽貨物車	
65	子育て支援課 (母子児童)	580 よ 2428	スズキ	軽乗用車	
66	子育て支援課	41 と 7360	スバル	軽貨物車	街道保育所 A T
67	子育て支援課	41 に 260	スズキ	軽貨物車	京町保育所 A T 22号車
68	子育て支援課	41 め 3102	ダイハツ	軽貨物車	下見保育所
69	子育て支援課	41 め 3097	ダイハツ	軽貨物車	二日市保育所
70	子育て支援課	480 き 4014	スバル	軽貨物車	子育て支援センター
71	区画整理課	480 う 5033	ダイハツ	軽貨物車	ダンプ
72	区画整理課	41 め 6893	ダイハツ	軽貨物車	
73	区画整理課	501 の 9688	ニッサン	小型乗用車	
74	学校教育課	200 さ 1165	三菱	普通特種車	児童送迎バス
75	学校教育課	480 そ 6797	ダイハツ	軽貨物車	つくし学級
76	文化・スポーツ振興課	100 さ 8517	トヨタ	普通貨物車	勤労青少年ホーム
77	文化・スポーツ振興課	480 ち 3770	スズキ	軽貨物車	トラック
78	文化・スポーツ振興課	41 め 4238	ダイハツ	軽貨物車	勤労青少年ホーム
79	文化・スポーツ振興課	480 く 3987	スズキ	軽貨物車	勤労青少年ホーム
80	文化・スポーツ振興課	41 と 7256	スバル	軽貨物車	図書館 (A T)
81	文化・スポーツ振興課	800 す 272	イズブ	普通特種車	図書館 エルフ

平成30年4月現在

《 市有車両確認一覧表 》 資料 3.19.2(3)

番号	担当課等	登録番号	メーカー	用途	備考
82	文化財課	41 と 7257	スバル	軽貨物車	ふるさと館 A T
83	文化財課	41 ね 7673	スズキ	軽貨物車	文化財担当
84	文化財課	480 た 5281	スズキ	軽貨物車	文化財担当
85	文化財課	480 す 7002	ダイハツ	軽貨物車	文化財担当
86	文化財課	480 そ 8411	ダイハツ	軽貨物車	文化財担当
87	文化財課	41 に 9903	スズキ	軽貨物車	文化財担当
88	生涯学習課	41 て 8467	ダイハツ	軽貨物車	竜岩自然の家
89	生涯学習課	41 な 5132	スズキ	軽貨物車	スピーカー付
90	生涯学習課	480 く 6184	ダイハツ	軽貨物車	
91	生涯学習課	480 え 6044	スズキ	軽貨物車	A T 管財課より所管換(H29.4～)
92	生涯学習課	581 ほ 6403	ニッサン	軽貨物車	
93	学校給食課	480 さ 4020	ダイハツ	軽貨物車	
94	上下水道部(下水道)	480 さ 4017	ダイハツ	軽貨物車	スピーカー付
95	上下水道部(下水道)	41 は 4879	スバル	軽貨物車	
96	上下水道部(上水道)	480 そ 6786	ダイハツ	軽貨物車	スピーカー付
97	上下水道部(下水道)	480 そ 6799	ダイハツ	軽貨物車	スピーカー付
98	上下水道部(上水道)	100 さ 8445	トヨタ	普通貨物車	スピーカー付
99	上下水道部(上水道)	480 せ 5735	スズキ	軽貨物車	スピーカー ドライブレコーダー付
100	上下水道部(下水道)	480 さ 4021	ダイハツ	軽貨物車	スピーカー付
101	上下水道部(上水道)	480 こ 5587	スズキ	軽貨物車	
102	上下水道部(上水道)	480 こ 5592	スズキ	軽貨物車	
103	上下水道部(上水道)	480 こ 5588	スズキ	軽貨物車	
104	管理公社(文化会館)	41 と 7359	スバル	軽貨物車	A T 文化会館
105	維持管理課	480 え 8822	スバル	軽貨物車	トラック 幌付
106	維持管理課	41 ね 8541	ダイハツ	軽貨物車	スピーカー付
107	維持管理課	41 に 2422	スバル	軽貨物車	スピーカー付
108	維持管理課	400 と 446	ニッサン	小型貨物車	
109	消防団	88 す 8175	三菱	消防車	消防団(下見)7号
110	消防団	800 さ 833	三菱	消防車	消防団(御笠)
111	消防団	830 さ 1230	三菱	消防車	消防団(本部)1号
112	消防団	800 せ 1492	日野	消防車	消防用(塔原)2号
113	消防団	800 さ 7998	ホンダ	消防車	消防団指揮広報車
114	消防団	800 せ 2481	日野	消防車	
115	消防団	800 せ 3240	日野	消防車	消防団(山家)5号
116	消防団	800 せ 3986	日野	消防車	消防団(紫)3号
117	消防団	800 せ 6055	日野	消防車	消防団(針摺)8号
118	消防団	831 と 119	日野	消防車	消防団(山口)6号
119	消防団	80 あ 890	ダイハツ	消防車	消防団(本道寺)軽車両
120	消防団	80 あ 999	ダイハツ	消防車	消防団(山家1区)軽車両
121	消防団	80 あ 1102	ダイハツ	消防車	消防団(平等寺)軽車両
122	消防団	880 あ 1066	ダイハツ	消防車	消防団(本部)H23/9/30 寄贈

平成30年4月現在